

(案)

意見調整委員会から検証が必要であると示された確認事項
に対する確認項目及びそのポイントについて

鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 ごみ処理施設整備課

確認事項及び確認のポイントについて

- ・ 意見調整委員会から提出された意見書において、用地選定委員会による選定結果の検証が求められている。
- ・ 意見書には3つの確認事項が記載されており、それぞれの確認項目等は以下のとおり。
- ・ また、用地選定委員会による選定結果について、本委員会において検証が必要とされた項目についても審議する必要がある。
- ・ これらの検証方法については、本委員会において決定する。

1 候補地評価基準の妥当性

確認項目	確認のポイント	参照
(1) 当該委員が利害関係者となる前（調査対象地の報告前）		
① 候補地評価基準におけるUPZの取扱いの妥当性	・ UPZについては、第2回委員会（R3.10.18）において、施設整備を規制するものではないことから、評価対象としないとされたことは妥当であったか。	資料3 P. 6
② 第3回用地選定委員会で概成した候補地評価基準の妥当性	・ 当該委員が利害関係者となる前に開催された第3回委員会（R3.12.13）において概ね完成していた候補地評価基準は、妥当なものであったか。 ・ 一次評価及び二次評価における評価項目等 ・ 最終候補地評価の調査目的等	資料3 P. 7

確認項目	確認のポイント	参照
(2) 当該委員が利害関係者となった後（調査対象地の報告後）		
① 配点の表記方法及び配点の選択数が変更されたことの妥当性	当該委員が利害関係者となった後に開催された第4回委員会の書面会議（令和3年12月24日～令和4年1月13日）における審議の結果、配点の表記方法の変更及び継続審議となっていた3項目のうち2項目において、二択から三択に変更されたことは妥当であったか。	資料3 P.10
② 最終候補地評価基準（評価項目の設定を除く）の妥当性	- 最終候補地調査の対象が複数箇所に変更（対象候補地の基準の変更）されたことは妥当であったか。 - 最終候補地評価の目的を変更したことは妥当であったか。 意見調整委員会の意見 （最終候補地評価の対象を複数箇所としたことの妥当性） - 中間処理施設の米子市尾高・日下地内A（総合評価点：193点）は、中間処理施設に隣接して配置する最終処分場が最終候補地調査の対象とならなかったことから、中間処理施設を建設すると農地を分断する配置となり、農振法に規定されている要件が満たされず、施設配置案として成立しなくなる。 - このことにより、実質的に1位となった彦名町地内（総合評価点：189点）だけでなく、実質的に2位となった尾高・日下地内（総合評価点：186点）も最終候補地評価の対象とされていることから、より慎重なプロセスによって用地選定が行われたものであり、審議過程としては妥当であった。	資料3 P.14

2 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法

確認事項	確認のポイント	参照
① 最終候補地評価における調査項目の設定	- 最終候補地評価における評価項目の設定は、妥当なものであったか。 (参考) 彦名校区自治連合会からの要望書に記載されている最終候補地評価における項目の必要性に関する意見の内容は以下のとおり。 ・生物調査の必要性 ・文化財に関する評価の必要性 ・U P Z の評価の必要性 ・防災面の評価の必要性	資料3 P.17
② 最終候補地評価における優位性の判定方法	各評価項目において優位性を判定した理由、根拠は、妥当なものであったか。	資料3 P.18

3 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準

確認事項	確認のポイント	参照
① 各評価項目における優位性の判定結果	2 ②の理由、根拠に基づいて判定した優位性の判定結果は、妥当なものであったか。 (参考) 彦名校区自治連合会からの要望書に記載されている最終候補地評価における評価結果の妥当性に関する意見は以下のとおり。 ・ 景観に関する評価の妥当性 ・ 交通量調査に関する評価の妥当性 ・ 相対評価の妥当性	資料3 P.20
② 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付け	最終候補地評価の結果に基づく順位付けは、妥当であったか。	資料3 P.21